

大気汚染公害調停団(団長：石川牧子、事務局長：増田重美)は2月18日に調停申立をおこない、「医療費救済制度」実現の”財源負担”を求めてトヨタ東京本社に対する行動を開始しました。第二弾を4月23日(12:00～13:30)におこないます。以下に東京調停団(団長：武井綾子、副団長：進藤光子、事務局長：国師英明)の進藤さんの訴えと武井さんの決意を紹介します。

## 「医療費救済制度創設」は親の責務

大気汚染公害調停「東京調停団」副団長 進藤光子



私の娘は、今春47才になります。生後間もなく脳梗塞を頻繁に発症していたのですが、当時は一般にはほとんど知られていない病気で、厚生省は、大学の研究者などでチームを作り研究を始めました。「ウイルス動脈輪閉塞症=モヤモヤ病」と診断され難病指定となりました。発病当初病名も診療方法も定まらず、発達障害=知的遅延障害、歩行障害を負いました。

その3か月後、今度は「ぜんそく」を発症し、朝・夕に咳や痰が止まらなくなり、呼吸するたびに「ゼーゼー・ヒューヒュー」と喘鳴がひどくなり、呼吸困難をおこしては救急車で病院に駆け込みました。小児喘息は治るという言葉を信じて、知的障害の娘を、親元から、千葉成東にあった「都立児童療養保健院」に3年間もあずけ、親子ともども、つらい苦しい時を過ごしました。

脳疾患の方は難病指定され、研究が進み20歳の時「EDAS・間接的血管吻合術」が成功し、娘も頭蓋骨開頭手術を受け、脳梗塞の発作は改善がみられてきていますが、定期健診と投薬は今も続いています。

しかし「ぜんそく」の発作は46年間治らず、朝夕関係なく1年365日・46年間、薬と縁の切れない日が続いています。

障害年金と社会福祉手当、福祉作業所の工賃(時給204円)合わせて9万円弱の所得で、現在親がかりで生活しています。

これからの娘の将来を考えると、親亡き後、重くのしかかる医療費はじめ生活全般はあまりにも酷すぎます。親として娘の将来の不安は消えることはありません。

「ぜんそく患者」が発作を発症した時、どこでも安心して、いつでも、お医者に診てもらえる「医療費救済制度」の創設は、ぜん息を持つ娘や孫の将来のために親の責務と実感し、今回の「公害調停」申請人となってたたかう決意をしました。

みなさまのご支援よろしく申し上げます。

## 公害調停申請にあたって

「東京公害調停団」団長 武井綾子

東京都の医療費救済制度により私のぜん息症状は落ち着いていますが、その救済制度が住んでいる所によって受けられたり、受けられなかったり。ぜん息発作の苦しみは皆同じ、大変つらいものです。そして近年問題になっている異常気象・地球温暖化により気圧の変化に弱いぜん息だからこそ国の対策を急いでほしい、医療費救済制度をぜひ作ってほしいです。